

1

自動体外式除細動器(AED)の適切な管理等の実施について

1. 概要

自動体外式除細動器（AED）は、心電図を自動的に解析して、除細動のための電気的なショックを供給する必要があるかどうかを判定し、ショックを供給すべき場合に使用者に知らせ、使用者が通電ボタンを押すことで除細動が行われる医療機器です。AEDについては、平成16年7月1日付け医政発第0701001号厚生労働省医政局長通知「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について」において、救命の現場に居合わせた市民による使用についてその取扱いが示されて以降、医療機関のみならず学校、駅、公共施設、商業施設等を中心に、国内において急速に普及しています。

一方で、AEDは薬事法により高度管理医療機器及び特定保守管理医療機器に指定されており、適切な管理等が行われなければ、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある医療機器です。

これらを踏まえ、AEDの適切な管理等を徹底するため、AEDの設置者等にお願いしたい事項等を取りまとめ、平成21年4月16日、各都道府県知事等に対し、注意喚起及び関係団体への周知を依頼とともに、当該医療機器の製造販売業者に対し、本対策を実施するために必要な資材や関連する情報をAEDの設置者等に提供するよう通知しました。

2. AEDの設置者等にお願いしたい事項

（1）日常点検等の実施について

AEDの設置者（AEDの設置・管理について責任を有する者。施設の管理者等。）においては、設置したAEDの「点検担当者」を配置し、次に掲げる日常点検等を実施させてください。

- ・AEDのインジケータの表示を日常的に確認・記録すること。
- ・消耗品（電極パッド及びバッテリ）の交換時期を表示ラベルにより確認し、適切に交換すること。

※表示ラベルについては、各製造販売業者から購入店等を通じて提供されます。



図 表示ラベルの例

(2) AEDの設置情報の登録について

AEDの設置場所についての情報を共有し、その普及を図るとともに、製造販売業者からのAEDに関する安全性情報（回収情報等）を迅速に提供するためにも、AEDの設置情報の登録を積極的に行ってください。登録いただいた設置情報は、非公開とすることも可能です。

なお、登録方法等につきましては、お手持ちのAEDの購入店又は製造販売業者へお問い合わせください。

(参考)

AED設置場所検索ホームページ（財団法人日本救急医療財団）

<http://www.qqzaidan.jp/AED/aed.htm>

3. AEDの各製造販売業者問い合わせ先

○株式会社エムビーエス（販売業者：大宇ジャパン株式会社）

製品名：パラメディック（Paramedic）

問い合わせ先：（大宇ジャパン株式会社） 0120-915-256又は03-3224-7143

ホームページ：<http://japan.daewoo.com/index.jsp>

○日本光電工業株式会社

製品名：カルジオライフ（cardiolife）

問い合わせ先：AED保守受付センタ 0120-233-821

ホームページ：<http://www.nihonkohden.co.jp/aed/>

○日本メドトロニック株式会社

製品名：ライフパック（LIFEPAK）

問い合わせ先：ライフパックお客様センター 0120-715-545

ホームページ：<http://www.medtronic-lifepak.com/>

○株式会社フィリップスエレクトロニクスジャパン

製品名：ハートスタート（HEARTSTART）

問い合わせ先：AEDコールセンター 0120-802-337

ホームページ：<http://www.philips.co.jp/>

4. おわりに

本対策についての詳細は、厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/>）をご覧ください。関連通知の他、本対策について分かりやすくまとめた資料「AEDの点検をしていますか？」、本対策に係るQ&A、AEDの製品外観一覧、AEDの主な設置施設等一覧を掲載しております。

いざというときに、AEDがきちんと使用できるようにするために、適切な管理の実施をお願いします。